

Subject: RE: 2023/05/02 安部成年後見人からの返信「西山和子の葬儀準備」

From: <info@n-inter-law.com>

Date: 2023/05/04 13:30

To: '西山紀男 (OCN)' <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山紀男様

お世話になっております。
先程はお電話ありがとうございました。

お尋ねの件についてご回答申し上げます。
平安社（セレモニー長崎）の互助会契約は西山キミエ氏が契約者となっておりますが、加入の時点で指定利用者として辻恭子氏、俊雄氏、朱美氏、竜也氏の4名が指定されていました。
つまり、キミエ氏は元々この契約により利益を受ける人をその4名と指定していたこととなります。
これは民法上の「第三者のためにする契約」に該当するというのが当職の理解です。
「第三者のためにする契約」では、その契約により利益を受けることになっている者が受益の意思表示をしておかなければ契約者がこれを解除等できてしまい辻氏らの地位が害されてしまうことから、当職より辻氏らにセレモニー長崎への受益の意思表示を行うよう助言しました。
その上で辻氏らの委任を受けて当職が2020年8月26日付の書面によりセレモニー長崎に辻氏らの受益の意思表示を行いました。

もちろん、ごきょうだいである和子氏のために互助会契約を利用すること自体は辻氏らも反対するものではありませんからその旨を安部司法書士にお伝えしました。
ただ、上記受益の意思表示の結果、指定利用者としての辻氏らの地位が確定することになったため、キミエ氏（ないしその後見人である安部司法書士）の一存では互助会契約を解約したり利用の仕方を決めることができなくなりました。
そのためセレモニー長崎と辻氏らが互助会の利用について直接やりとりを行うことになったものです。

以上が互助会契約に関する経緯です。
辻氏らとしては元々自分たちが指定利用者として指定を受けていた契約について法律上認められる意思表示を当職を介して行ったものです。
これは当然ながら窃盗等に該当するものではありませんし、キミエ氏の当初の意向にも合致するものだと考えます。

以上、ご回答申し上げます。
なお、5月5日から5月7日までお休みをいただく予定でおりますので電話でのご連絡等をいただく際は週明け月曜日以降としていただけますと幸いです。
どうぞよろしく願いいたします。

弁護士 谷直樹

-----Original Message-----

From: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

Sent: Thursday, May 4, 2023 1:12 PM

To: 長崎国際法律事務所 弁護士 谷直樹 <info@n-inter-law.com>

Subject: 2023/05/02 安部成年後見人からの返信「西山和子の葬儀準備」

辻恭子代理人弁護士 谷直樹様

連休中にお騒がせいたします。

首件につき、西山キミエが加入していたセレモニー長崎の互助会の契約が、

どのような経緯を辿って辻恭子の管理になったのか？

安部後見人からは、谷弁護士に聞くなどしてください、との返事もらっています。

先生がお分かりになる範囲でのご説明をお願いいたします。

道後湯之町 西山紀男